

仙北市告示第33号

仙北市狩猟免許取得事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年 4月 1日

仙北市長 門脇光浩

仙北市狩猟免許取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に基づき、仙北市狩猟免許取得事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、仙北市の鳥獣による農林水産業等の被害を防止・軽減するため、狩猟免許等を取得する者に対し費用の一部を助成することにより、市内猟友会会員及び仙北市鳥獣被害対策実施隊隊員の増員に資することを目的とする。

(補助金交付の対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができるものは、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 仙北市に住所を有する者
- (2) 仙北市内の猟友会会員になる者
- (3) 仙北市鳥獣被害対策実施隊隊員となることに同意する者

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、次の各号とする。

- (1) 第1種銃猟免許及び猟銃所持許可証の取得
- (2) わな猟免許の取得

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める額とする。

- (1) 第1種銃猟免許 免許取得に係る経費及び猟銃所持許可取得に係る経費のうち40,000円を上限とする。
- (2) わな猟免許 免許取得に係る経費相当額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者等」という。）は、規則で定める様式により市長に提出しなければならない。

（着手届等）

第7条 本補助金においては、規則第9条第2項の届は必要としない。

（実績報告）

第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、規則で定める様式に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）取得した狩猟免許証の写し

（2）取得した猟銃所持許可証の写し（第1種銃猟免許取得者のみ）

（3）取得に要した経費の領収書の写し

（4）猟友会の会員であることの証明書（様式第1号）

（5）仙北市鳥獣被害対策実施隊隊員となることについての同意書（様式2号）

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。